

「インターネット投信サービス利用規定」改正部分対比表

(令和2年4月1日改正)

改正前	改正後
<p>第32条（規定の変更）</p> <p>本規定の内容については、<u>法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、インターネットまたはその他相当の方法によりお客さまへ周知します。なお、変更日以降は変更後の内容に従い取扱うものとし、この内容によって生じた損害について当行は責任を負いません。</u></p>	<p>第32条（規定の変更）</p> <p><u>(1) この規定は、民法第548条の2第1項に定める定型約款に該当し、この本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。</u></p> <p><u>(2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。なお、変更日以降は変更後の内容に従い取扱うものとし、この内容によって生じた損害について当行は責任を負いません。</u></p>